

四半期報告書

(第74期第1四半期)

東洋合成工業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期財務諸表】	10
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月10日

【四半期会計期間】 第74期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 東洋合成工業株式会社

【英訳名】 Toyo Gosei Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村有仁

【本店の所在の場所】 千葉県市川市上妙典1603番地
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区浅草橋一丁目22番16号 ヒューリック浅草橋ビル8階(本社)

【電話番号】 03(5822)6170(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 篠崎史朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第1四半期 累計期間	第74期 第1四半期 累計期間	第73期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	9,232	7,611	34,156
経常利益 (百万円)	1,788	820	5,122
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,229	552	3,827
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,618	1,618	1,618
発行済株式総数 (株)	8,143,390	8,143,390	8,143,390
純資産額 (百万円)	17,180	20,039	19,641
総資産額 (百万円)	45,972	52,087	51,105
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	154.97	69.61	482.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	40.00
自己資本比率 (%)	37.4	38.5	38.4

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化、持続的なインフレや各国の政策金利の高止まりなど、景気減速懸念が強まり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことなどにより、個人消費やインバウンドなどのサービス需要が回復したことにより加え、企業の設備投資活動も増加し、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、エネルギー・原材料価格の高騰、それに伴うインフレ影響や海外景気の下振れリスク等、先行き不透明な状況が続いております。

当社事業の主要市場である電子材料業界は、自動車向け半導体は堅調であるものの、コロナ禍で蓄積された電子部品の過剰在庫の解消と、世界的な物価上昇に伴う消費の落ち込みから、全体としては需要の減退が続きました。

このような状況のもと、半導体需要の低迷や顧客サプライチェーン上の在庫調整の長期化などの影響を受け、当第1四半期における売上高は7,611百万円（前年同期比△1,621百万円、△17.6%）と減少しました。

利益面につきましては、継続的な生産性改善や売上高減少に対応したコスト削減活動などに取り組んだものの、生産量減少、生産工程の複雑化・長期化、原燃料価格の高止まり、需要回復後を見据えた生産能力の増強や先端領域向け技術開発などの費用増加により、営業利益は834百万円（前年同期比△631百万円、△43.1%）、経常利益は820百万円（前年同期比△967百万円、△54.1%）、四半期純利益は552百万円（前年同期比△677百万円、△55.1%）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(感光性材料事業)

半導体向け材料は、半導体需要低迷がさらに進み、顧客での在庫調整に連動して当社への需要も減少し、売上は減少しました。ディスプレイ向け材料は、中国を中心に大型液晶パネル生産の回復が見られ、在庫調整以前に近いレベルまで需要が回復しました。しかしながら、半導体向け材料の需要減少をすべて補うまでには至りませんでした。

この結果、同事業の売上高は4,832百万円（前年同期比△678百万円、△12.3%）、営業利益は574百万円（前年同期比△423百万円、△42.4%）となりました。

(化成品事業)

電子材料関連製品は、中国の景気減速や世界的なインフレによるスマートフォンやPCなど、民生品向け需要の低迷からサプライチェーン上の在庫調整が長期化しており、売上は減少しました。

香料材料関連製品は、当社製品の主な用途であるトイレタリー向け香料の需要軟化に反転がみられたものの、前年同期比では売上が減少しました。

ロジスティック関連は、サプライチェーン上の在庫調整から、荷動きの低迷が継続しているものの、旺盛なタンク需要によりタンク契約率は高水準で推移しました。

この結果、同事業の売上高は2,778百万円（前年同期比△942百万円、△25.3%）、営業利益は260百万円（前年同期比△207百万円、△44.4%）となりました。

財政状態は、前事業年度末対比で次のとおりであります。

当第1四半期会計期間における総資産は52,087百万円となり、前事業年度末比982百万円の増加となりました。

流動資産は22,428百万円で、前事業年度末比743百万円の増加となりました。これは受取手形及び売掛金127百万円の減少、商品及び製品606百万円の増加などによるものであります。

固定資産は29,659百万円で、前事業年度末比238百万円の増加となりました。これは主に取得による増加1,100百万円、減価償却による減少719百万円によるものであります。

流動負債は20,966百万円で、前事業年度末比1,414百万円の増加となりました。これは主に短期借入金2,200百万円の増加、設備関係未払金695百万円の増加によるものであります。

固定負債は11,081百万円で、前事業年度末比830百万円の減少となりました。これは主に、長期借入金861百万円の減少によるものであります。

純資産合計は20,039百万円で、前事業年度末比397百万円の増加となりました。これは主に四半期純利益552百万円によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。当社としましては全社の総力をあげ、前事業年度の有価証券報告書の「対処すべき課題」に記載した施策を講じ、中期経営計画「Beyond 500」の実現に向け取り組んでまいります。

なお、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)の内容は下記のとおりです。

イ 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、1954年の設立以来、独創的な視点を大切にした研究・開発に注力し、現在ではフォトレジスト向けの感光性材料等の製造・販売を中心とした「感光性材料事業」、香料材料の製造・販売及び電子材料向け溶剤を中心とする高付加価値品の製造・販売及びリサイクル、ならびに液体化学品の保管業務を行う「化成品事業」を営んでおります。

当社事業の特徴として、①顧客企業と研究開発段階からの技術的な摺り合せによる顧客との強力な協業関係の構築、②長年にわたり蓄積された高い生産技術力、③事業環境の変化への対応力を高める成長事業と基盤事業を組み合わせた事業ポートフォリオの構築、④各事業が密接に結び付くことによる大きなシナジー効果等により、国内のみならず、世界各国のお客様より高い評価をいただいております。

当社は、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方について、当社の経営理念や企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案があった場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概に否定するものではなく、これに応じるか否かは最終的に株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような大規模な買付等の中には、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

ロ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中長期的な経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの強化の両面より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に努めており、次の施策が会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

a 経営の基本方針

当社は、経営方針として「①安全操業を最優先し、従業員、協力会社社員、地域住民など関係者の安心できる操業環境を確保する。②法令や社内ルールを遵守するとともに、誠実かつ公正な企業活動を行う。③世界最高のマイクロストラクチャー構造材料を国際社会に提供する。④常に新製品、新プロセス、新サービスを開発する。⑤生産技術の高度化を推進し、新プロセスを開発、安定品質で市場競争を勝ち抜く。⑥国内外隔たりなく企業活動を展開し、日本を代表するグローバル企業となる。⑦全社をあげて、常に能力開発に努め、個人の能力の向上を通じて創造性を發揮し、社会に貢献する。」を掲げております。当社は、この経営方針に基づき、積極的な事業展開を進め、業容の拡大と業績の向上に邁進し、高品質かつ高機能な材料を可能な限り安価に供給することにより、産業全体の発展と高度化に役立つことを目指しております。

また、創業以来、「当社の生命線は研究開発にある」を理念に、独創的な視点を大切にした研究開発力の強化と生産技術の向上に努め、蓄積された技術やノウハウを活用して市場ニーズに迅速かつ的確に対応し、有機合成から分離精製、プラントエンジニアリング、化成品物流等に至るまで、事業分野及び事業規模を着実に拡大させることにより化学産業界で独自の地位を築いてまいりました。当社は永続的発展を通じてお客様、株主の皆様、従業員等の利害関係者に貢献することを目指しております。

b 中長期的な経営戦略

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上のため、5ヵ年の中期経営計画「Beyond 500」を策定し、2023年3月期からスタートさせています。

中期経営計画の内容については、前事業年度の有価証券報告書の「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

c コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を実現するためには、株主価値を高めることが課題であると認識しており、経営の効率化、健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社は、監査役会設置会社及び執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と管掌取締役及び執行役員による「業務執行」、監査役及び会計監査人による「監査」により、経営監督・監査と執行の機能を分担して運営しております。

取締役の責任の明確化と事業環境の変化に柔軟に対応するため、取締役の任期を1年としております。また、社外取締役及び社外監査役を選任しており、㈱東京証券取引所が定める独立性の基準に従い独立役員として届け出しております。これらの社外役員と代表取締役社長による連絡会を四半期に一度開催し、経営や企業統治に関する様々な助言を得ることができる機会を設け、コミュニケーションの強化を図っております。

さらに2023年3月期から当社では、取締役会がどのように貢献しているかを検証・課題抽出・改善を図る目的で、取締役会実効性評価を実施しております。今後は毎年、前年の課題認識事項の改善状況の検証と、それを踏まえた次の課題を抽出することにより、コーポレート・ガバナンスの改善に取り組んでまいります。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

ハ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2008年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。また、2023年6月23日開催の当社第73回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、2023年5月12日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。
(当社ホームページ <https://www.toyogosei.co.jp/>)

a. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付けその他の取得行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得行為、またはこれらに類似する行為（いずれについても、あらかじ

め当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な方法の如何を問いません。以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。) とします。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して、大規模買付行為を評価・検討するため必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置をとることがあります。

また、対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認させていただく場合がございます。

d. 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するとともに、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮詢します。

独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取り締まりに対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。

e. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2026年6月30日までに開催予定の当社第76回定時株主総会の終結の時までの3年間とします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

ニ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、a 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、b 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること、c 株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、d 独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、e デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は312百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,143,390	8,143,390	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	8,143,390	8,143,390	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	8,143,390	—	1,618	—	1,514

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 206,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,928,600	79,286	—
単元未満株式	普通株式 8,390	—	—
発行済株式総数	8,143,390	—	—
総株主の議決権	—	79,286	—

② 【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東洋合成工業株式会社	千葉県市川市上妙典1603	206,400	—	206,400	2.53
計	—	206,400	—	206,400	2.53

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。なお、当社の四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	3,252	3,510
受取手形及び売掛金	5,912	5,785
商品及び製品	8,351	8,957
仕掛品	347	309
原材料及び貯蔵品	3,060	2,995
その他	767	875
貸倒引当金	△6	△5
流动資産合計	<u>21,685</u>	<u>22,428</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,833	10,654
機械装置及び運搬具（純額）	7,914	7,573
土地	4,912	4,912
建設仮勘定	3,244	4,096
その他（純額）	734	735
有形固定資産合計	<u>27,639</u>	<u>27,972</u>
無形固定資産		
その他	607	654
無形固定資産合計	<u>607</u>	<u>654</u>
投資その他の資産		
その他	1,172	1,031
投資その他の資産合計	<u>1,172</u>	<u>1,031</u>
固定資産合計	<u>29,420</u>	<u>29,659</u>
資産合計	<u>51,105</u>	<u>52,087</u>
負債の部		
流动負債		
支払手形及び買掛金	4,943	4,143
短期借入金	5,100	7,300
1年内返済予定の長期借入金	3,481	3,356
設備関係未払金	3,713	4,408
未払法人税等	477	111
賞与引当金	792	415
その他の引当金	50	12
役員退職慰労引当金	1	—
その他	990	1,217
流动負債合計	<u>19,551</u>	<u>20,966</u>
固定負債		
長期借入金	9,312	8,450
退職給付引当金	1,888	1,930
役員退職慰労引当金	90	93
その他	620	607
固定負債合計	<u>11,912</u>	<u>11,081</u>
負債合計	<u>31,463</u>	<u>32,047</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
　資金	1,618	1,618
　資本剰余金	1,541	1,541
　利益剰余金	16,488	16,882
　自己株式	△92	△92
　株主資本合計	19,556	19,950
評価・換算差額等		
　その他有価証券評価差額金	85	102
　繰延ヘッジ損益	—	△13
　評価・換算差額等合計	85	89
純資産合計	19,641	20,039
負債純資産合計	51,105	52,087

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	9,232	7,611
売上原価	6,703	5,757
売上総利益	2,529	1,853
販売費及び一般管理費	1,063	1,019
営業利益	1,466	834
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	4	5
為替差益	329	—
受取家賃	7	6
補助金収入	—	0
その他	10	3
営業外収益合計	351	15
営業外費用		
支払利息	26	26
為替差損	—	0
その他	2	2
営業外費用合計	29	29
経常利益	1,788	820
特別利益		
固定資産売却益	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
固定資産除却損	11	15
特別損失合計	11	15
税引前四半期純利益	1,777	804
法人税、住民税及び事業税	273	87
法人税等調整額	273	164
法人税等合計	547	252
四半期純利益	1,229	552

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び債権流動化による売掛債権譲渡額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
債権流動化による売掛債権譲渡額	1,103百万円	1,091百万円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期会計期間末日の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	5,000	5,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	674百万円	719百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月11日 取締役会	普通株式	119	15.0	2022年3月31日	2022年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月12日 取締役会	普通株式	158	20.0	2023年3月31日	2023年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	感光性材料事業	化成品事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	5,511	3,721	9,232	—	9,232
外部顧客への売上高	5,511	3,721	9,232	—	9,232
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	73	73	△73	—
計	5,511	3,795	9,306	△73	9,232
セグメント利益	998	467	1,466	—	1,466

(注) セグメント利益又は損失は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	感光性材料事業	化成品事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	4,832	2,778	7,611	—	7,611
外部顧客への売上高	4,832	2,778	7,611	—	7,611
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	80	80	△80	—
計	4,832	2,858	7,691	△80	7,611
セグメント利益	574	260	834	—	834

(注) セグメント利益又は損失は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2022年 4月 1 日 至 2022年 6月 30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2023年 4月 1 日 至 2023年 6月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額	154円97銭	69円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	1,229	552
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	1,229	552
普通株式の期中平均株式数(株)	7,936,923	7,936,913

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2023年5月12日開催の取締役会において、配当に關し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………158百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………2023年6月26日

(注) 2023年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

東洋合成工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡辺 力夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関口修一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋合成工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東洋合成工業株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2023年8月10日

【会社名】

東洋合成工業株式会社

【英訳名】

Toyo Gosei Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 木村有仁

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

千葉県市川市上妙典1603番地

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長木村有仁は、当社の第74期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。